

被保険者各位

平成 29 年度 健診事業について

保健事業の一環として健診事業を実施致します。

特定健診の対象となる 40 歳以上の被保険者(今年度 40 歳になる方含む)の方には、①特定健診と②健康診断の補助の 2 つの方法より選択し、受診していただけます。

以下及び裏面の説明をご覧ください。

平成 20 年度より特定健診が義務化され、昨年度より第 2 期実施計画に基づき実施されています。特定健診受診率と特定保健指導利用率の目標値に対しての達成度により、被保険者のみなさんより毎月徴収し、国の定める基金へ納めている「後期高齢者支援金」が加算減算されます。受診状況が被保険者全員の負担に影響しますので、必ず期限内に受診していただきますよう、よろしくお願ひ致します。

平成 29 年度の特定健診受診率目標値	→	70% (対象者約 700 名)
平成 29 年度の特定保健指導利用率目標値	→	50%

昨年に引き続き、より多くの方に健診を受けていただくため、従来より対象としていた「人間ドック」の他に「定期健康診査(事業者健診)」も補助の対象となります。事業所が負担された健診において申請される際は専用の申請書がありますので、裏面②の説明をご覧ください。

『事業者健診等の健診結果の提供』及び『健康診断の補助を利用し健診結果を提出』した場合も特定健診の受診とみなされます。 御協力お願い致します。

*** 特定健診(人間ドック等・データ提供含む)が利用要件となっている保健事業***

今年度特定健診を受診頂けない場合、来年度利用頂けない保健事業等は次のとおりです

- ① 自家調剤(自家調剤規程第 3 条の 2 を参照、世帯の対象者全員の健診が必須)
- ② 契約保養所利用の補助(世帯の対象者全員の健診が必須)
- ③ 乳がん、子宮がん検診補助
- ④ 健康優良家庭表彰

* 特定健診と健康診断の補助についての詳細は裏面をご覧ください。

問い合わせ先

三岐薬剤師国民健康保険組合

三重県津市栄町 1 丁目 840 番地

TEL : 059-226-7776

① 特定健診について

- 1、特定健診は三重県・岐阜県・愛知県医師会加入の医療機関と契約しておりますので最寄りの医療機関にご相談下さい。
(最寄りの医療機関を事務局よりご案内します。ご不明の方はご連絡ください。)
- 2、同封の特定健診受診券・質問票・被保険者証をご持参の上、各医療機関において受診して下さい。
- 3、特定健診の場合、窓口負担は必要ありません。(全額、当組合が負担します。)
- 4、特定健診のデータは、医療機関から国保連合会を通して直接本組合に届きますので、被保険者の方から送付していただく必要はありません。
- 5、特定健診の期間は、平成29年7月1日～12月31日迄です。早めの受診に御協力下さい。
- 6、保健指導の初回面談は2月上旬の日曜日を予定しております。今まで保健指導に該当された方で保健指導を利用していない方や、今年度該当されそうな方は早めの受診(10月中)をお願い致します。保健指導該当の方には1月に保健指導の案内を致します。

② 健康診断の補助について

- 1、補助対象者 : 40歳～74歳の全被保険者(H29年4月1日時点で被保険者である)
- 2、申請期間 : 平成29年7月1日～平成30年2月末(厳守)
- 3、申請書類 : 平成29年度健康診断補助申請書、健診結果(写し)、特定健診受診券
特定健康診査質問票(受診券に同封・質問項目に回答済であること)、
領収書(宛名が申請者であること・写し可)
※申請書は事務局に請求頂くか、ホームページよりダウンロードしてご利用ください。
※事業者健診の場合は、専用の申請書(平成29年度健康診断補助申請書(事業者健診用))をご利用ください。
- 4、補助の金額と条件 : 組合員(被保険者1名)… 20,000円(上限)
準組合員(被保険者1名)… 10,000円(上限)
家族(被保険者1名)… 10,000円(上限)
※特定健診の項目を含んでいること。
※実費が補助金額を下回る場合は実費を補助

*「定期健康診査(事業者健診)」の健診結果の提供について

定期健康診査(事業者健診)の健診結果を提供いただく場合は、健診結果と特定健診質問票(質問項目に回答済)の提出をお願いいたします。

～明日の健康のために、健診を受けて現状を知りましょう!～